

時評

駅通情報

第52号

官尊民卑から
脱し切れない郵便創業

一 郵便局長の給料は玄米五合

封建時代から一挙、文明開化の明治に入つて、武士はすべて廃業の憂き目に遭い、また庶民も日まぐるしい変化に戸迷いの毎日であった。そのような時代において、新しい制度も次々と導入され、その恩恵に浴したのも事実であった。その一つに郵便制度がある。しかし、制度施行に当たって、余りにも激甚な変化に十分理解できず、早合点して種々の問題を起こすこともあつた。また、現代になつてみると理解し難い施策もあつた。そのエピソードの「二」を紹介してみよう。

一 郵便料金は税金である

郵便創業は、明治四年三月（旧暦）であるが、郵便事業の創始、推進に当たつては現代人には想像もつかない、旧来の弊習からの脱却があつた。郵便料金といえども、現代人であれば誰でもが知つてゐることであるが、創業時には、郵便料金と称していた。創業者、前路密は、白山「創業談」の中で、次のように言つてゐる。「郵便料金は、國がこれを独占して法を制して其金額を課すのであるから失徳一種の税であると認つたので料金とか貢金といふのは民間営業上に在ることで、政府がそうゆうことをするとは感歎を招するとの讀者もあり、地方で取扱院（注、郵便局長）となる人や門地のある紳士などは官務を執るのは、宋嘗であるが料金を取るというのは車輪の者のする事だと云つてゐるのである」。

二 郵便取扱の給与は米で
前島は、郵便創業に当たつて郵便取扱人を地元の有力者とか資産家から選んだが、その任命に当たつて、次のような考え方を行つたという。

「初め、取扱役と稱した地方の頭長は、相當の資産のある紳士」と、いうわけで地元の資産家で、人品も優しくらぎる人物でないと郵便局長に選ばれなかつたのである。よつて「封建時代では薄候から一人扶持、十なむち、玄米五合の日給を貰つても榮譽であつたのが、まして、朝廷から給与されるのであるから無比の大榮誉である」といふ。かつ、給与は「例等給何口米」という給令で、「一番少ない取扱役で一口米であった。それでも當時は余り卑しきない地位であった」。

なお、一口米は、現金に換算して五十銭、玄米五合に当たるが給与に当たつては、玄米で支給せず、現金に替えて支給したのであつた。

三 そこのは、その二は郵便開拓が通る

過日、基氏から青森県史のコピーを頂戴した。その中に、明治七年十二月、農林省から縣下に達した布令が出ている。

この布令の内容は、次のようなものであつた。

「郵便開拓大施行ノ節、人馬妨害不相成程左ノ通り布令頒付

「當路管下諸道郵便開拓大施行ノ際、相害或ハ悪路ニ罹り人馬道路ヲ主闘チ夫カ為メニ闘夫空ノ時間ヲ費シ不害易不都合ア懲シ候付尔後郵便開拓大施行ノ節ハ人馬共道路ニ片寄付高不相成様至行為致方万一心得違ノ者有之候ハ、峻度可申付願事」。

郵便開拓にとつて横書の勢を通行するのはその地に住む者でないと分らない苦痛である。

特に、横書路は、人、一人通行がやつとという道路上において人馬と行き交う場合には、どちらが優先通行するかは大

郵便料金という語句に順頃んだ現代人にすると「貢金から税金」に変わつても、税金という表現に、むしろ違和感を喚起するが、これら時代感覚の所為か。

色な問題である。

この場合、時間と切って運送が義務付けられている郵便開
式にとつて都度、時間を空費し遅延が心配されるのである。
そこで、右、布令になつたものであるが、この布令によつ
て住民が通行中、郵便脚夫と行き合つたまゝには、住民側が
道路の片側に避け、脚夫を優先通行させること」というので
ある。現代においては官業機関と問題になることは明らかで
ある。

未解明のまま現在に至つた 創業時の郵便運送の実態（五）

以下二件の運送困難区間は、最初に記述したとおり、
運送困難であるとはいゝ、具体的に実態を明らかにした
資料が見当たらないまま現在に至つているものである。

文明開化の明治年代に入つたといふものの、江戸時代
から幾か十年足らずの時期に郵便制度が施行されたこと
もあって、現代人には想像もつかない、正に人跡未踏の
地方である。その実情は、本州の場合とは比較できない
ものである。当時の状況は、新しい資料は発見される可
能性は今後とも期待できない現在、私の手持ち資料のみ
でも明らかにして記録に止めておこうと思うのである。

（8）別海・標津間の海上運送から 陸行への切替え布告

右、区间は、江戸時代以来、別海から野付半島部までは駆
逐で用意した小舟で航行し、以後、半島部から標津方面へ陸
行する方法をとる旅人が多かつたようである。これでは、繼
続り上不便であるとして、開拓使は、明治五年、この不便を
解消するため沿岸航行部に道路を開削しようとしたものであ
る。

野付郡別海駅村標津迄左ノ通ニ候
自 別海
至 野付崎
合十二里廿丁

自 野付崎
至 標津
合十三里廿六丁

（注、右によると合計は十三里廿六丁になる）

今度別海駅ヨリ陸通標津駅マテ新道切開八里四十七間ニ
出来上り候間已後野付崎ノ濱海一切初規陸通八里四十七
間ノ所地立相定候事

明治五年十月

（御類抄通錄）

と、一概にも留表された。

これによつて今後は「別海・標津間」は陸路直行八里四十
七間に設定されたのである。

それによつて、明治九年一月の全道一回郵便輸路開通時、
別海・標津の内郵便局長に下达された郵便脚夫の運送距離は、
明治八年十二月三日付「明治九年一月免令分」として「局間
距離八里一丁」と示達された。
しかし、この距離は開拓使が開削したものと若干の差違があるが、丁以下を切り上げたものであろう。
なお、開拓局長に示達した距離は、脚夫算定上の基礎と
なる重要な資料であり取扱上重視されるものである。

（9）斜里・標津間、斜里山道越の郵便運送

斜里山道越の通行者は至つて多かないが、古来、長距離で、
かつ峻険な深山として、旅人には恐れられていた。

それも、同年十月には完成して、次のとおり通行路の変更
について布告を発した。

開拓使事務報告に上ると、「鉄里・鶴見町」の距離は、二十六里十八町とあるのに對し、私の手元資料によると

この間の郵便路配達状況をみると、次のとおりである。

| 駅通名 | 開設年月 | 駅間距離 | 備考 |
|-----|-----------------|-----------------|----------|
| 横津 | 嘉永五年 松浦源ノ時 | 一里 | |
| 赤坂原 | 明治二十一年十二月 | 三里十町 | |
| 鈴川 | 同十六年九月 | 三里十町 | |
| 斜里 | 同發年月不詳 松浦源ノ時 | 三里十町 西里合計十四里 | （駅所かの算出） |
| 計 | | 十四里二十町十四里 | |

とあつて、計十四里二十町金である。事務報告にある里程より十二里を去れ難である。

しかも、右、兩者に対し、明治九年一月の全道一關郵便施行のさいに、斜里と横津両駅長に對し、開拓使から郵便料大貢支給資料として示した文書には、局間距離は九里十三町とある。以上、三者三様の里程である。

さて、いすれの里程が實際の距離であろうか。

もし、一番短距離の郵便局大の運行里程が間違いであるとすると、斜里と横津のいすれかの郵便局長がこれに気付き將情が出ることは必定である。一里程度の誤差であつても問題であるのに五里ないし十七里余も違うのである。私は、私の調べた駅通間の実測結果として挙げた十四里余が實際の里程であると思うのであるが、いかがであろう。しかし、今となつては論じようのない問題である。

(10) 宗谷・斜里間の遠距離運送の実態

右、宗谷・斜里郵便局間は計八十一里余もあるのに、途中には、枝幸・紋別・網走の三局より設置されていない。いかにも無人の荒野で人跡未踏の地であったかが分かる。

「一、宗谷カラ紋別ヘ向ケ　七日ト二十七日ノ差立（月二回）
二、紋別カラ宗谷ヘ向ケ　十二日ト二十二日ノ差立（月二回）
三、紋別カラ厚別ヘ向ケ　毎月六ノ日差立（月三回）
四、厚別カラ紋別ヘ向ケ　毎月六ノ日差立（月三回）」
というものが沿線各局から毎月二ないし三回の上下便が運行されていた。創業時とはいえ、至つて少ない差支便の設定であった。

しかも、沿線開拓者以外、郵便の利用者がなく、坐つて簡便とした取扱いで、取扱い皆無の運送便もあつたとの記録が残されている。

なれば、郵便路沿い道路は、幸いにも険峻な箇所は少なく、海浜の砂地を歩行する区間が多い。歩き難さはあるものの、

明治初期における 駅通所の経歴と運営状況 (三)

山筋通はどではなかつた。ただ、積荷量は過半額よりは少ないとはいへ、東さが堅しく、しかも冬期間が長く困難性は甚しかつたのである。

しかし、当時の実態を具体的に記録した資料は残つておらず、疑問が残るのである。その二、三を挙げると、(1)この長距離時間との程度の時間で運行したのである。(2)途中の休息、休憩は、駅通所の小休所等を利用したものと思われるが、その実態はどうか。(3)脚夫の背負つた郵便物の重量はどの程度であつたのか、なお、当時の駅通人足の荷量制限は七貫日であつた。

なお、サロマ湖岸の通行は、明治期においては湖岸と海岸との間の中継を通行していたのであるが、昭和初期、この中継を人口により開削して海と湖となつたため通行できない状態になつてゐるのである。

(II) 結び

以上、全道一兩郵便経路沿いで、特に通行困難で、かつ、その実態が明らかでない区間を十ヶ所選んで取り上げてみたのである。もちろん、全道にはこの十ヶ所だけではない。あえていえば、全道すべての郵便経路が難道であるといえる。それに全道一周郵便経路完成までは、創業以来三年二か月という極めて短時間に達成したのである。

以上の経営運送については触れなかつたが、脚夫が通行する郵便物の荷量制限についての資料はないが、駅通人足の荷量制限は前述のとおり、七貫日となつてゐる。

なお、郵便脚夫員（實際に脚夫に支給される賃金ではなく、郵便局長に支払われる賃金である）は

郵便脚夫員一里に付金五錢

とあつて、難道区間にについての増賃はない。しかし、駅通所立員の設定は

駅通人足賃 一人一里に付金六錢

難道については別に考慮する（札文車山道については四相増であつた）とある。

○ 七駅駅通所の統計

7 荷物の重量

馬一駄は二十五貫日までとし、それ以上は二貫日を増す」といふ規定の一割を増すとした。また、その重量馬力に堪へざるときは、別に人足賃を徵収する。人足は七貫日を以つて一人持とし、七百日毎に一割を増すとした。

8 橋梁

本駅の領域に係る道路には多數の橋がある。しかしいずれも小橋であり、ここで取り上げるほどの橋はない。

9 その他

村内の七重駅業試験場に隣接して、明治十二年電信局が設けられたが、官報の取扱いのみの送受である。

また、明治八年一月、郵便局が開設されたが、五等郵便局である。

○ 中島駅通所

初期間に廃止になつたため、地元住民にさえ馳せみの薄い駅通である。

「開拓使事業報告」には、名前は出ているがその運営状況等の記載がなく、位置、開設、廃止以外には明らかにされていない。

「事業報告」によると

位置 龍田郡中島村

沿革 明治六年九月設置

同十二年九月廃止

となるのみで、業務の運営状況については全く記載がない。

駅通情報

5、十二年十一月恵比須町二人馬鹿立所設置
6、十三年十一月大町二移入
7、内国通運会社函館貢税所取扱ラナス別ニ給料ナン
8、運送人馬鹿立請負人ヨリ人馬鹿札子取扱ヲ改メ以テ給料
ニ充ア

解説(1)

1、函館は、蝦夷地の玄関口であるだけに駅逓開拓施設として「駅通」と「百日改所」に分類されている。百日改所は本州でいう開拓場に相当し、駆人の携行する荷物の受付、重量の確認、等を任務とする。

2、交通の要衝として各地への街道の起点となっている。(1)本州への出入口として、青森との間に定期的に船舶の運行がある。(2)東蝦夷地への東海岸道の起点である。(3)(4)と同じ東海岸道の森駅に通する下海岸道がある。(5)西蝦夷地へ通する松前経由日本海岸への松前街道がある。(6)大野を経由する江差街道等の諸道がある。

3、函館は、東西蝦夷地の各駅場所における人馬鹿立ての荷重制限、荷物の料金定額の標準額設定上の参考駅になつていて、具体的・厳密的に設定されている。

4、函館は、本州側の青森との間に定期航路が開かれていて、開拓使による駆船が運行され、公私への利用が許されていいる。しかし、当時の物価から比較して相当高額にみられる。

5、経費の開拓使からの示達については、駅通と百日改所に分けて記載しているが、百日改所は明治九年廃止になつてるので以後、駅通所の経費に包含されている。

6、沿革については、歴史が古いために、他にも資料が多数あるので、合わせて整理し、記述することにしたい。

解説(2)

右、「事業報告」の記載事項と一部重複する事項もあるが、駅路沿革その他の中から駅通制度及び施設に関する事項を取り上げ、解説を試みることにしたい。

1、函前にいつ駅が開設されたかについて、事業報告の

は駅通沿革に「本駅設置ノ初メハ本タ詳ナラス事和三
年旧幕府新潟奉行戸川筑前守安論ヲシテ大野村ヘノ里程ヲ
定メシム・既シ駅場ヲ設タル此時ヲ以テ始メトス」とある。しかしこの記述は前記「事業報告」の沿革と同文であり、出典は同じと認められるが、これは事実であろうか。
元禄四(一六九一)年三月、松前藩主から町奉行に達した法度(ほりど)の中に「私領分百姓伝馬宿次無遊々様忍
道船には宿駅の制が存在したことが明らかである。
私がいまここでこの法度をもとに、函館にも宿駅制があつたと主張するには根拠がある。すなわち、宿次といふものは、一か所に單独で設けたからといって機能するものではなく、松前街道に連絡して設けられて始めて意味があるのである。詳しくは「北海道駅」(駅通)制の研究・上巻に譲るとして、松前を中心に関辺街道筋にはもつと早くから宿駅が設けられていたと認められる記録がある。
駅通奉行による宿駅開設は、恐らく駅通里程を測定したといふことを概念に駅通の整備を図ったのを指しているのであるまいか。

● 資料寄贈お礼

一 アイヌと由の生活誌
二 島松小林所周辺松原ほか三點
三 標茶町郷土館資料18号

寄付年月日 平成十九年十月五日
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目二一
無料

史学研究会 主宰 宇川隆雄

TEL 〇一一二五七一一二二六〇一三
ホーメー

<http://rashi.hip.infoseek.co.jp/>